

**参加者の有無を確認する公募手続に係る  
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和3年1月12日  
中部地方整備局 企画部長  
林 正道

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、中部地方整備局管内の建設副産物の適正処理及び建設発生土等の工事間利用調整を促進することを目的として、WEBオンラインシステムにより、建設副産物及び建設発生土に関する情報を提供するものである。

建設副産物及び建設発生土に関する情報は建設リサイクルの推進において重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに、提供される必要がある。

このことから、本業務の遂行にあたっては、特殊な技術または設備等が不可欠であるため、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な建設副産物及び建設発生土に関する情報を有し、かつ、継続的に情報提供を行える設備等を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和3年度 建設副産物・建設発生土情報提供業務

(2) 業務内容

- ①建設副産物情報交換システム情報提供 1式
- ②建設発生土情報交換システム情報提供 1式

(3) 履行期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 業務目的

本業務は、中部地方整備局管内の公共工事における建設副産物（建設工事に伴い発生する再生資源及び廃棄物）の発生量、搬出入量、搬出入先及び再資源化施設等の情報提供を行い、事業実施により発生する建設副産物の適正処理及び建設発生土の工事間利用促進を図るものである。

#### 4. 応募要件

参加意思確認書を提出する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

##### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和1・2・3年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、東海・北陸地域の認定を受けた者であること。  
また、競争参加資格を受けていない者も参加意思確認書及び企画提案書を提出することができるが、その者が令和3年4月1日時点において競争参加資格の認定を受けていなければならない。  
競争参加資格の審査に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。  
〒460-8514  
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号  
名古屋合同庁舎第2号館  
国土交通省中部地方整備局総務部契約課調査係  
電話052-953-8138 内線2521
- ③ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- ④ 参加意思確認書の受領期限の日から、開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

##### (2) 技術力に関する要件

以下（ア）及び（イ）の利用情報を保有、または提供を受けられること。

（ア）公共事業の建設副産物利用情報

（イ）公共事業の建設発生土利用情報

（一財）日本建設情報総合センターが保有する建設副産物情報交換システム・建設発生土情報交換システムデータについて、本業務を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの提供について書面による了解を得ること。

書面による了解は、参加意思確認書提出時までには得ることを原則とするが、参加意思確認書提出時までには書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。

なお、この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までには書面に

よる了解を得られる見込みがある」ことが要件となる。

(3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則について、社則などに明記していること。

(5) 業務執行体制に関する要件

令和3年4月1日から情報提供を行える体制を確保すること。

(6) 業務実績に関する要件

平成23年以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和2年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有していること。ただし、再委託等により行ったものは実績として認めない。

①同種業務：公共事業における建設副産物及び建設発生土に係わる情報をWEBオンラインシステムにより情報提供する業務

②類似業務：公共事業に係わる情報をWEBオンラインシステムにより情報提供する業務

## 5. 手続等

(1) 担当部局

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

名古屋合同庁舎第2号館

国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課 業務基準係

電話：052-953-8131

FAX：052-953-8294

電子メール：cbr-kensyu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、交付場所

①交付期間：令和3年1月12日から令和3年1月22日までの10時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

②交付場所：（1）と同じ。

※説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限：令和3年1月22日 16時00分

②提出場所：（１）と同じ。

③提出方法：郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（着信を確認すること。）によること。

## 6. その他

（１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口 ５．（１）と同じ。

（３）参加意思確認書を審査した結果、４．応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

企画提案書提出予定期限：令和３年２月２５日 １６時００分

（４）本件に係る契約締結の条件は、令和３年度の予算が成立し、予算示達がされた場合とする。

また暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

（５）詳細は説明書による。